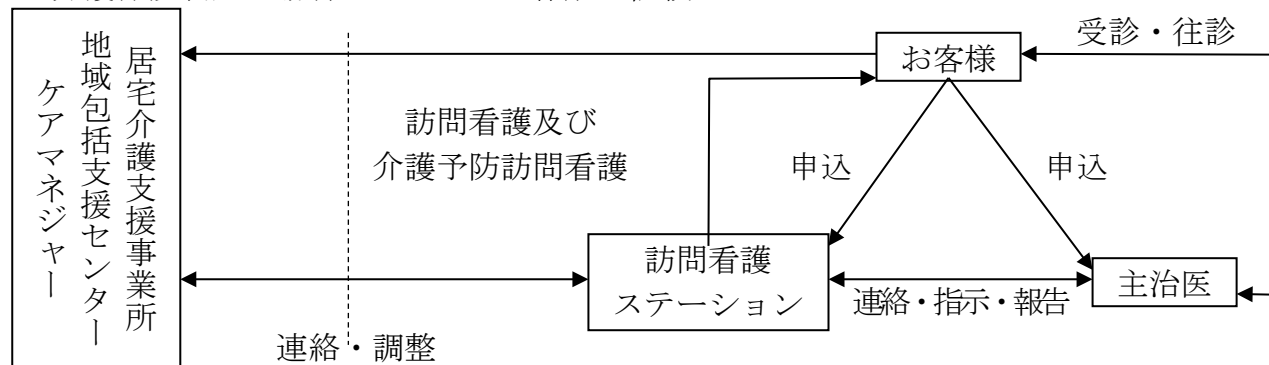


訪問看護及び介護予防訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

一般社団法人越谷市医師会立訪問看護ステーション

1 訪問看護及び介護予防訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

介護保険利用の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護及び介護予防訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。訪問看護又は介護予防訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援
- ・ 意思決定の相談・支援

3 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日から金曜日まで
- 休日：土・日・祝祭日
年末年始(12月29日～1月3日)
夏期休暇(8月13日～8月15日)
- 営業時間：午前9時から午後5時30分まで

当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

4 ご利用料金など

令和6年8月1日現在

保険種別 など	介護保険による訪問看護及び 介護予防訪問看護	医療保険(老人保健・健康保険) による訪問看護	保険外 サービス
訪問看護 及び介護 予防訪問 看護を利用 できる 方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当)の方 ②介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期、急性憎悪期等)	有料での訪問看護を希望される方
利用料金	①20分未満(1週間以内に②～④の訪問利用のある方のみ) ②30分未満 ③30分以上1時間未満 ④1時間半まで 時間外訪問 夜間：午後6時～午後10時 早朝：午前6時～午前8時 深夜：午後10時～午前6時 ※訪問回数と時間帯により若干異なります (緊急訪問や特別な管理が必要な方には加算がつきます。詳しくは料金表にてご案内致します)	後期高齢者医療制度 1割～3割負担 健康保険 該当保険の自己負担割合分 時間外訪問 夜間：午後6時～午後10時 早朝：午前6時～午前8時 深夜：午後10時～午前6時 ※訪問回数と時間帯により若干異なります (緊急訪問や特別な管理が必要な方には加算がつきます。詳しくは料金表にてご案内致します)	個人契約となります
その他 利用料	交通費：越谷市、松伏町以外の地域は実費 自動車を使用した場合 事業の実施地域を越えてから 訪問1回につき：200円 ご遺体のお世話：20,000円 キャンセル料：1,000円 (当日までに連絡がなかった場合) その他衛生材料等：実費負担 (※訪問看護の指示を行った医療機関が提供すべき衛生材料等以外のものを使用した場合に限りま す)	交通費：実費負担 自動車を使用した場合 訪問1回につき：200円 ご遺体のお世話：20,000円 キャンセル料：1,000円 (当日までに連絡がなかった場合) 営業日以外の緊急訪問 1回につき：1,000円 その他衛生材料等：実費負担 (※訪問看護の指示を行った医療機関が提供すべき衛生材料等以外のものを使用した場合に限りま す) 公共の駐車場を利用した場合：実費負担	実費相当額 (別紙料金表に記載)

※各種保険の他、公費負担制度もお取り扱いします。

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願い致します。
- 当日連絡のないキャンセルは、キャンセル料をいただきますのでご了承ください。
- 他の利用者様の緊急対応で、訪問予定が変更する場合があります。
- 入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
- 災害時や気象・交通状況等によっては、予定通り訪問できない場合があります。
- 交通事情や訪問状況により、予定時間が15分程前後することもあります。
- 駐車場に関しましては確保して頂けますようご協力ください。公共の駐車場を利用した場合は、実費負担の場合があります。
- ペットを飼われている方は、訪問に支障の無いようご協力ください。
- 利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- 事業者の同意なく、動画等の撮影を行ったり、SNSに公開することはご遠慮ください。
- 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、当ステーションに申告して下さい。
- 看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。
- 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

6 苦情のご相談は

- ① 当事業所：TEL 048-910-9137
担当者：青木 真佐子
相談時間：午前9時から午後5時30分まで
- ② 越谷市役所：TEL 048-963-9305、9169
担当窓口：地域共生部介護保険課
- ③ 松伏町：TEL 048-991-1886
担当窓口：いきいき福祉課介護保険担当
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会：TEL 048-824-2568
担当窓口：介護福祉課苦情対応係

7 一般社団法人越谷市医師会立訪問看護ステーションの従事者

- 管理者：青木真佐子
- 看護師：平田 早苗、松田 啓子、田代 実、竹内ちか子、井上 友子、白坂 紫乃
高橋 美雪、高木 朋未
- 理学療法士：永野 千春、栗原 恭子
- 作業療法士：山根真由子

8 一般社団法人越谷市医師会立訪問看護ステーションの沿革

- ・平成 7年 4月 1日 健康保険法及び老人保健法に基づく指定を受ける。
埼玉県指令高福第6号
- ・平成11年12月 1日 介護保険法に基づく指定を受ける。
埼玉県指令南総第1252号

9 営業地域

越谷市及び松伏町

10 事業者概要

事業者	一般社団法人 越谷市医師会
事業所の名称	一般社団法人越谷市医師会立訪問看護ステーション
代表者氏名	原 直
指定番号	1 1 6 0 8 9 0 0 2 0
事業所所在地	〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地
連絡先	Tel 048 (910) 9137 Fax 048 (910) 9138
最寄の駅・バス	●東武スカイツリーライン 越谷駅 (1) 東口より朝日バス「市立病院行き」、「市立病院経由総合公園・増林地区センター・いきいき館行き」、「市立病院経由吉川駅北口・レイクタウン駅行き」越谷市立病院下車 ●JR 武蔵野線 南越谷駅 (1) 北口より朝日バス「越谷市立図書館・花田・越谷駅東口・花田第四公園入口行き」越谷市立病院前下車 (2) 南口よりタローズバス「東埼玉テクノポリス行き」、「松伏ターミナル行き」、「タローズ本社前行き」越谷市立病院下車 ●JR 武蔵野線 越谷レイクタウン駅 (1) 北口より朝日バス「越谷駅東口（越谷市立病院経由）行き」越谷市立病院前下車

利用者みなさまへ 個人情報保護のお取り扱いについて

一般社団法人越谷市医師会立
訪問看護ステーション
管理者 青木 真佐子

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活されている利用者への訪問看護(介護予防訪問看護)の提供を通じて個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様及びご家族の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する基本的姿勢

個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者様及びご家族の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 個人情報の利用目的

訪問看護(介護予防訪問看護)の申し込み、訪問看護(介護予防訪問看護)の提供を通じて収集した個人情報は、利用者様及びご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護(介護予防訪問看護)の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者様及びご家族の個人情報は、訪問看護(介護予防訪問看護)の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他のサービス事業者や居宅介護支援事業所等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

3. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

苦情・相談窓口：青木 真佐子

TEL 048-910-9137

FAX 048-910-9138